

## 旅行業務取扱料金表（国内旅行）

（旅行業法 第12条の4による取引条件説明書面）

### 手配旅行に係る取扱料金

区分	内 容		料 金
手配料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	2人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の20%
		個人（上記以外の場合）	1件につき費用の20%以内
	宿泊券のみの場合	2人以上の団体手配旅行の場合	宿泊券面額の20%
		個人（上記以外の場合）	1件につき費用の20%以内
	運送機関のみの場合		1件につき費用の20%以内
添乗サービス料金（宿泊、交通費等の旅行実費を除く。）			添乗員1人1日につき45,000円
変更手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	2人以上の団体手配旅行の場合	1件1手配につき1,100円
		個人（上記以外の場合）	1件1手配につき1,100円
	運送機関の予約・手配の変更		1件1手配につき1,100円
	宿泊機関の予約・手配の変更（宿泊券の切替が必要な場合はそれを含む。）		1件1手配につき1,100円
取消手続	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	2人以上の団体手配旅行の場合	1件1手配につき1,100円
		個人（上記以外の場合）	1件1手配につき1,100円
	運送機関の手配の取消し（未使用乗車船券の精算手続がある場合はそれを含む。）		1件1手配につき1,100円
	宿泊機関の手配の取消し（未使用宿泊券の精算手続がある場合はそれを含む。）		1件1手配につき1,100円
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合等		1件1手配につき1,100円 （電話料、電報料は別）

- （注） 1 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。  
 2 お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記の変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。  
 3 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。  
 4 上記料金には消費税が含まれています。

### 相談料金（旅行相談契約）

区分	内 容	料 金
観光旅行	(1) お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金（30分まで）2,200円 以降30分ごと2,200円
	(2) 旅行計画の作成	旅行日程1日につき7,700円
	(3) 旅行に必要な費用の見積り（運送機関と宿泊機関等の手配が複合した旅行の場合）	基本料金2,200円と旅行日程1日につき4,400円
	(4) 運送機関の運賃・料金の見積り	1件につき1,100円
	(5) 旅行地及び運送、宿泊機関等に関する情報提供	資料（A4版）1枚につき1,100円

- （注） 上記料金には消費税が含まれています。